$\bigcirc$		$\bigcirc$
総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)	則第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための1
抄)	•	偏のたる
(附則第四条関係)		めの国の財政上の特別措置に関
•	•	別措
•	•	関
•	•	する法
•	•	4 施
•	•	る法律施行令
•	•	(昭 和
•	•	(昭和四十
•	•	年
:	•	<b></b>
•	•	<b>三</b> 百
		一年政令第三百十八号
•	:	$\cup$
•	•	抄
2	• 1	附

 $\bigcirc$ 首都圏、 近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号) 沙

(附則第三条関係)

改正案	現
附則	附則
(施行期日及び適用年度)	(施行期日及び適用年度)
1 略	1 略
2~8 略	2~8略
(都府県の一般財源の額に係る特例)	
9 第三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「地方道路	
譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税、地方道路譲与税」とする	
0	
	(都府県の一般財源の額に係る特例)
10 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第三条第二項	9 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第三条第二項
の規定の適用については、同項中「地方道路譲与税」とあるのは、「特	の規定の適用については、同項中「地方道路譲与税」とあるのは、「特
別交付金(同法附則第四条第一項に規定する特別交付金をいう。)、地	別交付金(同法附則第四条第一項に規定する特別交付金をいう。)、地
方道路譲与税」とする。	方道路譲与税」とする。

○ 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(抄)(附則第四条関係)

方法人特別税を含む。以下同じ。)、地方法人特別譲与税、」とする。 (自治財政局の所掌事務の特例) (自治財政局の所掌事務の特例) (自治税務局の所掌事務の特例) (自治税務局の所掌事務の特例) 正 案	第五条 略現ま務の特例)	行
以下同じ。)、地方法人特別譲与税、」とする系第一号中「地方税、」とあるのは、「地方税」		
第五条の三(郵政行政局の所掌事務の特例)	第五条の二、略(郵政行政局の所掌事務の特例)	
一略	一略	
2 略 二 略	2 二 略	
第六条 略(大臣官房参事官の設置期間の特例)	第六条 略(大臣官房参事官の設置期間の特例)	

(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)	(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)
第十五条 略	第十五条 略
2	2~4 略
、当分の間、地方法人特別譲与税に関する事務をつかさどる。第十五条の二 自治税務局企画課は、第六十三条各号に掲げる事務のほか(自治税務局企画課の所掌事務の特例)	
のほか、当分の間、地方法人特別税に関する事務をつかさどる。第十五条の三 自治税務局都道府県税課は、第六十四条各号に掲げる事務(自治税務局都道府県税課の所掌事務の特例)	
第十六条 略  (情報通信政策局情報通信政策課の所掌事務の特例)	第十六条 略    (情報通信政策局情報通信政策課の所掌事務の特例)